

双葉町放射線量等検証委員会
検証結果報告書

令和 8 年 7 月 6 日

双葉町放射線量等検証委員会

目 次

あいさつ	1
1 経過	2
2 除染の状況	4
3 除染の効果	5
4 個人被ばく線量（実測＋シミュレーション）	6
5 検証結果	7
6 提言	9

〈参考1〉委員会名簿

〈参考2〉これまでの検証経過

〈参考3〉特定帰還居住区域内（下長塚行政区・三字行政区・羽鳥
行政区）の空間線量率（1 m）

〈参考4〉中間報告書

あいさつ

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故以降、住み慣れたふるさとを離れ、県内外での生活を続けておられる双葉町民の皆さまに、心から御見舞いを申し上げます。

双葉町は、今なお町域の約 85 %が帰還困難区域に指定されているという厳しい状況にありますが、町民の皆さまのふるさとへの想いを礎に、一步ずつ復興の歩みが進められてきました。

本委員会は、放射線の被ばく線量の観点から、町民の皆さまが安心・安全に帰還できる環境が整っているのかを専門的な知見から検証するため設置されております。

本委員会では、特定帰還居住区域復興再生計画が国の認定を受けてから計 5 回に渡り、放射線量の検証を重ねてまいりました。双葉町の特定帰還居住区域の放射線量は、事故から 15 年が経過したことによる自然減衰に加え、国による除染の効果等により着実に低減しております。令和 7 年度には、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域において立入規制が緩和され、住民が自由に帰還に向けた準備を行うことができるようになるなど、一層の住民の帰還に向けた環境整備が進められております。

一方で、特定帰還居住区域もさることながら、残された帰還困難区域の速やかな避難指示解除や、解除済みの区域における必要箇所のフォローアップ除染、放射線に関する住民不安への対応など、住民の帰還に向けた問題は山積していることから、問題解決に向けてきめ細かな取り組みが一層重要となってまいります。

本報告書は、本委員会がこれまで検証を行った現状と評価を総括的に取りまとめたものです。

本報告書が、特定帰還居住区域の避難指示解除等に関する町の判断と、一日も早い町の復興の一助となることを切に願っております。

令和 8 年 7 月 6 日

双葉町放射線量等検証委員会 委員長 田中俊一

1 経過

- 双葉町放射線量等検証委員会（以下、「検証委員会」といいます。）は、国による避難指示解除及び立入規制緩和に関して、対象区域の放射線量の低減状況等を専門的な視点から検証し、双葉町民の帰還及び新たな町民の移住等の判断、就労者及び来訪者の双葉町内での活動等に資するため、平成31年4月23日に設置されました。
- 双葉町では、令和2年3月4日に避難指示解除準備区域、令和4年8月30日には特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、少しずつ町民の帰還が進んでいます。
- 令和5年9月には、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外への帰還を目指す「特定帰還居住区域」が国の認定を受けました。令和6年4月及び令和8年2月に追加認定された区域を含めると、特定帰還居住区域は町域の13%にあたります。
- 特定帰還居住区域のうち下長塚、三字、羽鳥行政区における対象区域（以下、「対象区域」といいます。）は、令和8年度中の避難指示解除を目標としており、具体的な特定帰還居住区域及び対象区域の範囲は図1のとおりです。

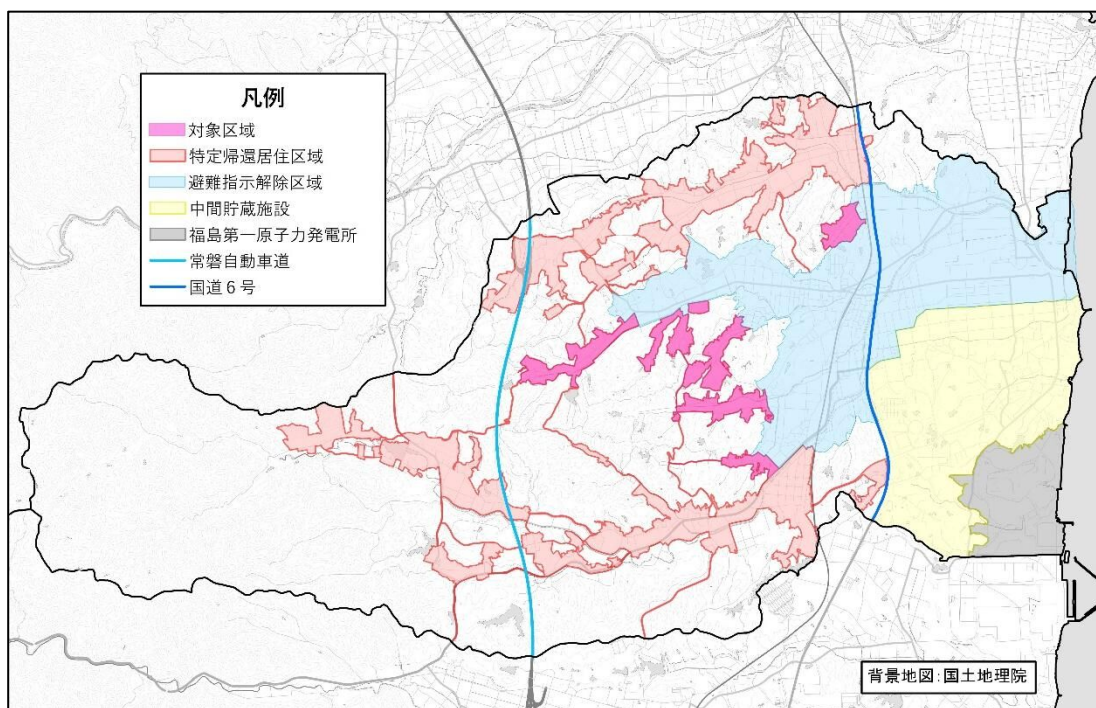


図1：特定帰還居住区域

- 検証委員会では、令和5年9月に特定帰還居住区域が認定されて以降、計5回に渡り、町等からの空間線量率や個人被ばく線量に関する個別説明や委員による双葉町内の現地視察等を通じて、対象区域の放射線量の低減状況等を検証してきました。
- 第15回検証委員会では、検証委員会から双葉町長に対し、「対象区域における放射線量は、除染や自然減衰等により十分に低減しており、立入規制を緩和して差し支えない。ただし、住民の放射線被ばくに関する不安を払拭するため、引きつづき実測による個人被ばく線量を把握・発信していくと共に、専門家によるリスクコミュニケーションなどの対策を充実されることが重要である」旨の中間報告書を提出しました。
- 中間報告を受け、令和7年11月4日及び令和8年2月16日に対象区域の立入規制が緩和されました。
- 検証委員会の構成委員及び検証経過は、〈参考1〉、〈参考2〉のとおりです。

2 除染の状況

- 双葉町の特定帰還居住区域では、環境省による除染作業等工事が行われています。

工事名	施行時期
令和5年度双葉町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その1）	令和5年度～令和6年度
令和6年度双葉町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その2）	令和6年度～令和7年度
令和7年度双葉町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その3）	令和7年度～令和8年度
令和8～10年度双葉町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その4）	令和8年度～令和10年度

- 図1に示すほか、地域の皆さまが大切にされていた神社や墓地、帰還のために必要なインフラ関係施設も特定帰還居住区域に含まれる施設として認定し、除染を実施しています。
- 対象区域（下長塚・三字・羽鳥行政区）の除染工事進捗状況は、令和8年6月末現在で、下記のとおりと環境省から報告されています。

行政区	除染進捗率	除染済み面積
下長塚行政区	71%	9ha
三字行政区	78%	25ha
羽鳥行政区	60%	29ha
3行政区 全体	68%	62ha

※除染実施予定面積 91ha

※宅地については、建物の除染もしくは申請に基づく解体を行ったのち、土地の除染を行う。

3 除染の効果

- 福島第一原子力発電所事故後、事故の影響とその後の経過を確認するため、双葉町や環境省をはじめとする関係機関が、継続的に双葉町内の放射線量等を測定しています。
- 最新のデータを基に、行政区別にみると、下長塚では除染前の平均値 $2.42\mu\text{Sv/h}$ から除染後に $1.18\mu\text{Sv/h}$ （低減率 51%）、三字では除染前の平均値 $0.91\mu\text{Sv/h}$ から除染後に $0.73\mu\text{Sv/h}$ （低減率 20%）、羽鳥では除染前の平均値 $1.83\mu\text{Sv/h}$ から除染後に $1.04\mu\text{Sv/h}$ （低減率 43%）に低減しています（図 2）。
- なお、対象区域の航空機モニタリング及び歩行サーベイ並びに走行サーベイについては、〈参考 3〉に記載しています。

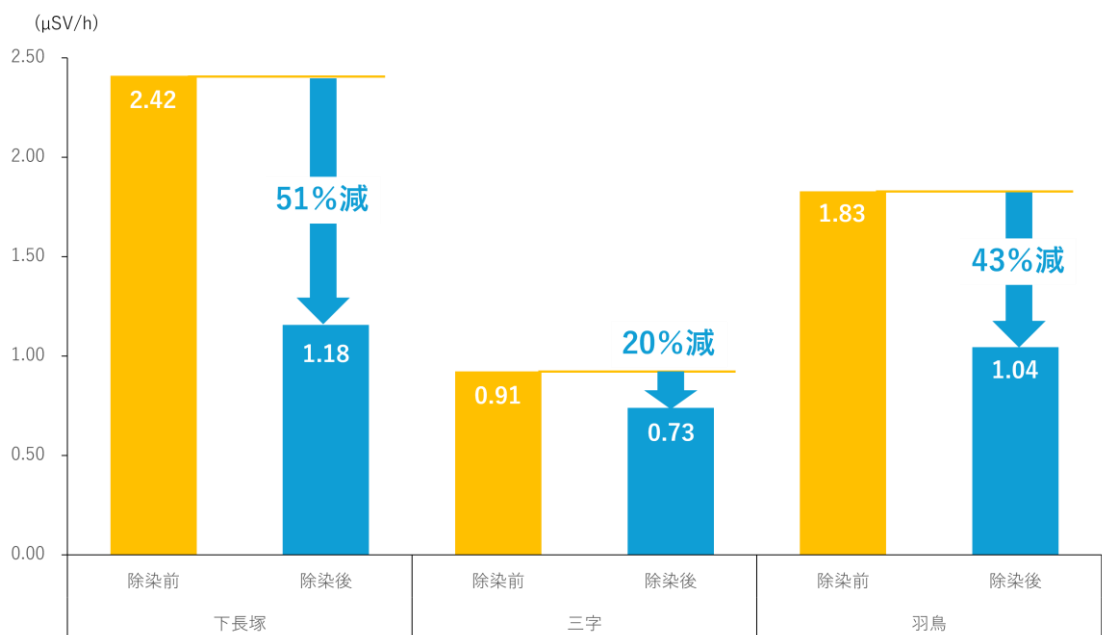


図 2：行政区域別のモニタリングデータ
(空間線量率地表から 100cm 平均値)

4 個人被ばく線量（実測＋シミュレーション）

- 除染・解体の作業員は、作業中、線量計を携帯し、個人被ばく線量を測定しています。対象区域における作業員の被ばく線量の測定結果は、滞在時間(h)あたり、最小 0.04 μ Sv/h、最大 2.10 μ Sv/h となりました。行政区ごとの最小値及び平均値並びに最大値は図 3 のとおりです。

行政区	最小(μ Sv/h)	平均(μ Sv/h)	最大(μ Sv/h)
下長塚行政区	0.17	0.70	1.82
三字行政区	0.15	0.49	2.05
羽鳥行政区	0.04	0.68	2.10

図 3：除染・解体作業員の被ばく線量

- 対象区域において、帰還・居住した場合の被ばく線量評価（被ばく線量シミュレーション）を検証すると、年間被ばく線量は、1.7 mSv ～ 6.0 mSv となると推測できます。行政区ごとの評価結果は図 4 のとおりです。

	行動パターン	年間被ばく線量
下長塚行政区	大人：内勤・買い物	3.3
	大人：農作業・買い物	5.6
	子ども：中学校通学・買い物	5.0
	幼児：こども園通園・買い物	6.0
三字行政区	大人：内勤・買い物	1.7
	大人：農作業・買い物	2.7
	子ども：中学校通学・買い物	3.1
	幼児：こども園通園・買い物	3.7
羽鳥行政区	大人：内勤・買い物	2.1
	大人：農作業・買い物	3.4
	子ども：中学校通学・買い物	3.6
	幼児：こども園通園・買い物	4.3

図 4：居住を想定した被ばく線量評価

※除染直後の最も空間線量率が高い地点において算出しているため、真の値（実態）よりも高め（安全側）で評価している。

5 検証結果

(1) 中間報告書とその対応について

- 令和7年5月30日に検証委員会から双葉町長に提出した中間報告書において、「対象区域では除染や自然減衰により放射線量が十分に低減しており、立入規制を緩和して差し支えない」が、「住民の放射線被ばくに関する不安を払拭するため、引き続き実測による個人被ばく線量を把握・発信していくとともに、リスクコミュニケーションなどの対策を充実させることが重要である」としました。
- さらに、避難指示解除に向けて、次のとおり意見を述べています。
 - ① 特定帰還居住区域について、国に速やかな除染を要請するとともに、インフラ整備を着実に進めること。
 - ② 特定帰還居住区域へ帰還する住民の生きがい・なりわいの再生に向けた各種施策の創設や、農地の再生・活用等について、国とも連携して検討を進めること。
 - ③ 町が実施する自家消費野菜等の放射能簡易検査等を活用し、内部被ばくについても積極的なリスクコミュニケーションを行うこと。
- 上記の①については、特定帰還居住区域の早期避難指示解除に向けて、双葉町から環境省への迅速な除染の実施の要請により、解除目標時期を見据えた着実な除染作業が推進されていることを確認しました。併せて、帰還後の生活基盤となる各種生活インフラの整備についても、進捗工程を関係機関で共有し、遅滞なく進めてられているとの報告を受けました。
- ②については、住民の帰還及び生活再建を支援するため、住宅取得に係る支援事業を実施していること、また、生きがい、なりわいの再生に向けた各種施策の創設や、特定帰還居住区域の農地の再生活用に向け、国に対し要望を行っているとの報告を受けました。
- ③については、自家消費野菜の放射能簡易検査を継続するとともに、包括連携協定を締結している長崎大学による相談窓口を引き続き開設し、町民個人に対応したリスクコミュニケーションを図っている旨報告を受けました。

- なお、中間報告の意見に限らず、町民が安心して帰還できるよう、今後
も国等と協議を進め、双葉町として放射線防護対策等をはじめとした
取り組みを実施していくことが必要です。

(2) 中間報告以後の検証結果について

- 対象区域内の放射線量の低減状況について、検証委員会で検証した結
果、除染の効果や自然減衰などが認められ、対象区域の避難指示解除
に当たっては、放射線量は十分に低減していると判断します。
- また、住民の避難指示解除に伴う放射線被ばくのリスクは、これまで
の実績評価を踏まえると十分低いと考えます。

6 提言

- 本検証委員会におけるこれまでの検証内容を踏まえ、令和８年度中の避難指示解除を目指す特定帰還居住区域の対象区域に関し、双葉町が重点的に対処すべき事項を以下のとおり取りまとめました。
- 双葉町をはじめ、国及び福島県は本提言を真摯に受け止め、住民が安心して帰還し、生活できる環境を確保するため、下記のとおり、継続的かつ効果的な対策を講じることを求めます。

記

1 特定帰還居住区域の除染及び建物等の解体

(1) 迅速な除染及び解体の遂行

特定帰還居住区域では、国の認定を受けて以降、国による除染及び建物解体が実施されておりますが、一部、未除染・未解体の画地があります。これらは、町民の帰還意欲の妨げとなり得るため、国に対し、速やかな線量の低減化と家屋の解体を進めるよう国に強く求めていく必要があります。

(2) 帰還・生活環境の整備

避難指示解除後は、住民の帰還が始まることから、生活道路の除草等、居住に適した環境整備を帰還の支援と並行して進める必要があります。

また、住民の安心した帰還のため、地域の防犯・防災の強化及び町内における生活環境の整備・充実にも取り組む必要があります。

2 フォローアップ除染及びモニタリング体制の強化

(1) 線量低減の対応

本検証委員会で検証した結果、「対象区域の放射線量は概ね十分に低減している」と判断しますが、一方で、地形等に起因して局所的に線量が高い地点については、国に対し、確認後速やかにフォローアップ除染を行い、線量を低減するよう求めていく必要があります。

(2) モニタリング体制の整備

双葉町では、これらの地点を速やかに確認できるようモニタリング体

制を整備していくことが望まれます。

また、国は町の取り組みを全面的に支援・協力することが必要です。

3 住民の帰還に向けたリスクコミュニケーション等について

住民が日常生活を営む上で抱く放射線への懸念に対し、科学的根拠に基づき、かつ、住民感情に寄り添った、分かりやすく、きめ細やかな対応を行う必要があります。今後、帰還住民を増やすためにも、国や専門機関と協力し、以下【例】のような取り組みを実施すべきと考えます。

【例】

(1) 継続的な線量把握と情報発信

個人被ばく線量及び空間線量率の測定を継続し、測定結果を町公式のホームページ等で公開すること。また、帰還意向のある住民又は帰還した住民が自ら客観的な状況を把握できるよう線量計の貸し出し等の環境を整備すること。

(2) リスクコミュニケーションの定着

長崎大学や国と連携し、住民に対し、放射線リスクに関する勉強会や車座集会、実際に町を訪れる機会の提供等により、住民自らが放射線リスクや町の現状等に関する知識を高め、帰還意欲の醸成を図る場を提供すること。

(3) 自家消費作物等の検査体制の充実

農作物等のモニタリングについては、住民が帰還後に栽培した作物を自ら容易に測定できる体制を整備し、内部被ばくに関するリスクコミュニケーションを日常生活の中で体感できる仕組みを整備すること。

また、生活用水についても、関係機関と連携の上、住民に対し、モニタリング結果などの情報を発信していくこと。

以上

〈参考 1〉 委員会名簿

検証委員会の構成メンバーを下記に示す。

所属・職名等	職務	氏 名
工学博士	委員長	田中 俊一
国際情報工科自動車大学校 放射線工学科 非常勤講師	副委員長	河津 賢澄
公立大学法人福島県立医科大学 保健科学部診療放射線科学科 准教授	委員	佐藤 久志
国立法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 災害復興科学分野 教授	委員	高村 昇
国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授	委員	難波 謙二

〈参考 2〉 これまでの検証経過

本委員会におけるこれまでの検証内容を下記に示す。

日時・場所	主な議事内容
第 1 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 平成 31 年 4 月 23 日 (火) ・ 10 : 00 ~ 15 : 00 場所 ・ 双葉ふれあい広場 ・ 双葉町コミュニティセンター	● 委嘱状交付 ● 双葉町内現地視察(避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域) ● 開催趣旨及び双葉町放射線量等検証委員会設置要綱について ● 委員長及び副委員長の選任 ● 双葉町の現状について ● 双葉町における除染前後の線量等について ● 今後のスケジュールについて
第 2 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年 6 月 5 日 (水) ・ 13 : 30 ~ 15 : 10 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	● 解体・除染工事の進め方について ● 放射線防護策に関する取組について ● 放射線等に関するリスクコミュニケーションについて
第 3 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年 7 月 24 日 (水) ・ 13 : 30 ~ 14 : 30 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	● 中間報告書(案)について

日時・場所	主な議事内容
第4回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年8月29日(木) ・ 13:00～14:30 場所 ・ 双葉ふれあい広場	● 避難指示解除対象区域の現地踏査 ● 双葉町における除染前後の線量等について ● 特定復興再生拠点区域における空間線量率及びダストサンプリング調査結果について ● 双葉町独自の放射線量等測定結果について
第5回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和元年9月27日(金) ・ 13:30～14:30 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	● 最終報告書(案)について
第6回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和2年7月22日(水) ・ 13:00～14:50 場所 ・ 双葉町コミュニティセンター連絡所	● 双葉町内現地視察 ● 双葉町における除染解体工事の進捗について ● 今後の取組等について
第7回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和3年4月23日(金) ・ 13:30～15:15 場所 ・ 双葉町産業交流センター	● 委嘱状交付 ● 委員長及び副委員長の選任について ● 双葉町における除染前後の線量等について ● 今後の取組等について

日時・場所	主な議事内容
第 8 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 3 年 7 月 29 日 (木) ・ 13 : 00～15 : 30 場所 ・ 双葉町内	● 双葉町内現地調査
第 9 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 3 年 9 月 3 日 (金) ・ 13 : 20～14 : 40 場所 ・ 双葉町産業交流センター	● 双葉町における除染前後の線量等について ● 中間報告書（案）について
第 10 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 4 年 2 月 24 日 (木) ・ 13 : 30～14 : 30 場所 ・ 双葉町産業交流センター	● 双葉町における除染前後の線量等について ● 調査結果について
第 11 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 4 年 4 月 8 日 (金) ・ 15 : 00～16 : 40 場所 ・ 双葉町役場いわき事務所	● 双葉町における除染前後の線量等について ● 調査結果について ● 最終報告書（案）について

日時・場所	主な議事内容
第 12 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 5 年 4 月 20 日 (木) ・ 10 : 00 ~ 12 : 35 場所 ・ 双葉町役場	● 双葉町放射線量等検証委員会設置要綱の改正について ● 委員長及び副委員長の選任について ● 双葉町における除染前後の線量等について ● 特定復興再生拠点区域外への住民帰還に向けた取組について
第 13 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 6 年 8 月 23 日 (金) ・ 10 : 00 ~ 12 : 00 場所 ・ 双葉町役場	● 双葉町内現地調査 ● 特定帰還居住区域復興再生計画について ● 帰還困難区域における活動について
第 14 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 7 年 4 月 18 日 (金) ・ 10 : 00 ~ 12 : 00 場所 ・ 双葉町役場	● 委嘱状交付 ● 委員長及び副委員長の選任について ● 立入規制緩和区域の設定について
第 15 回双葉町放射線量等検証委員会 日時 ・ 令和 7 年 5 月 30 日 (金) ・ 13 : 30 ~ 15 : 00 場所 ・ 双葉町役場	● 中間報告書（案）について

第 16 回双葉町放射線量等検証委員会

日時

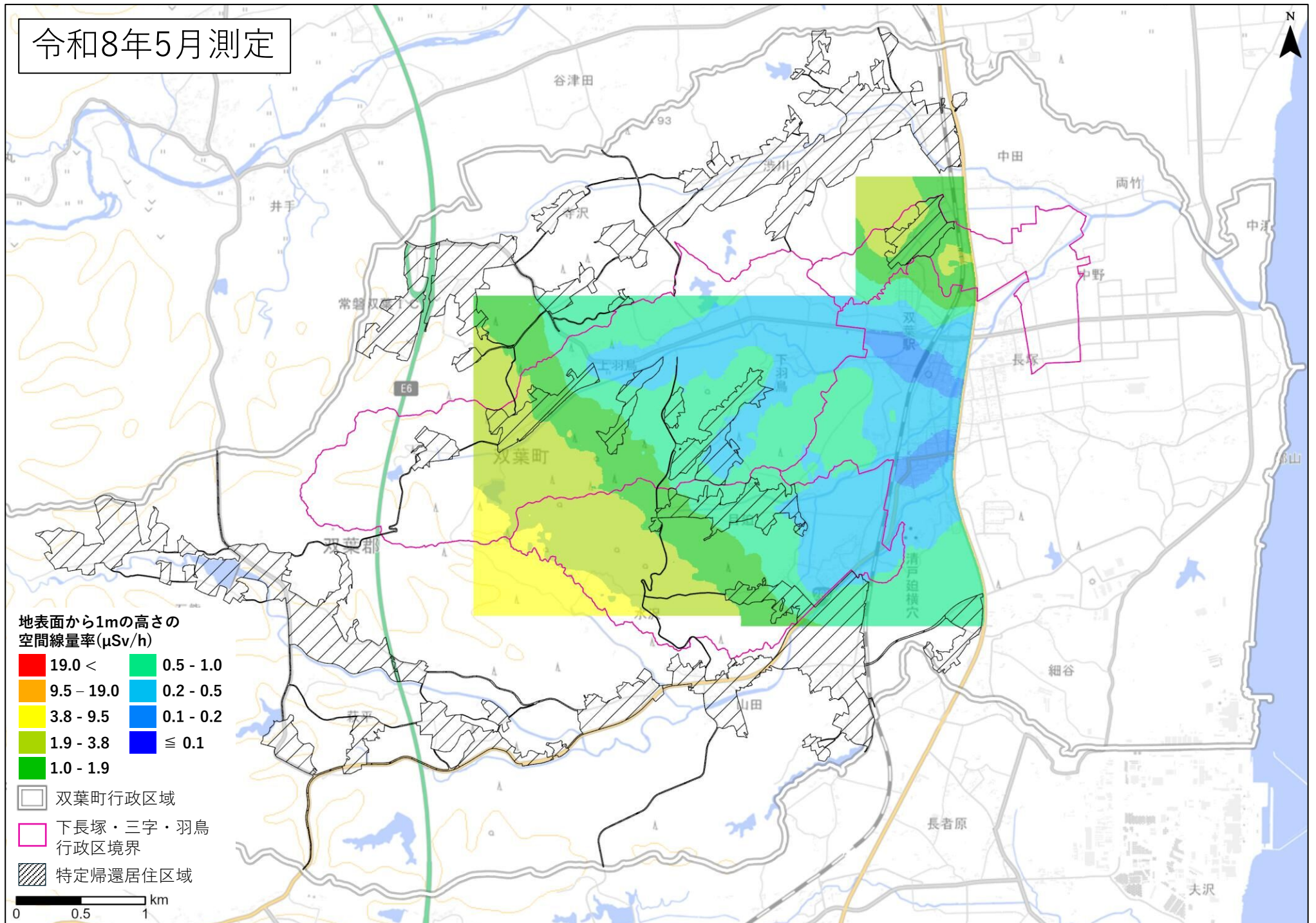
- ・ 令和 8 年 5 月 29 日(金)
- ・ 10 : 00～12 : 00

場所

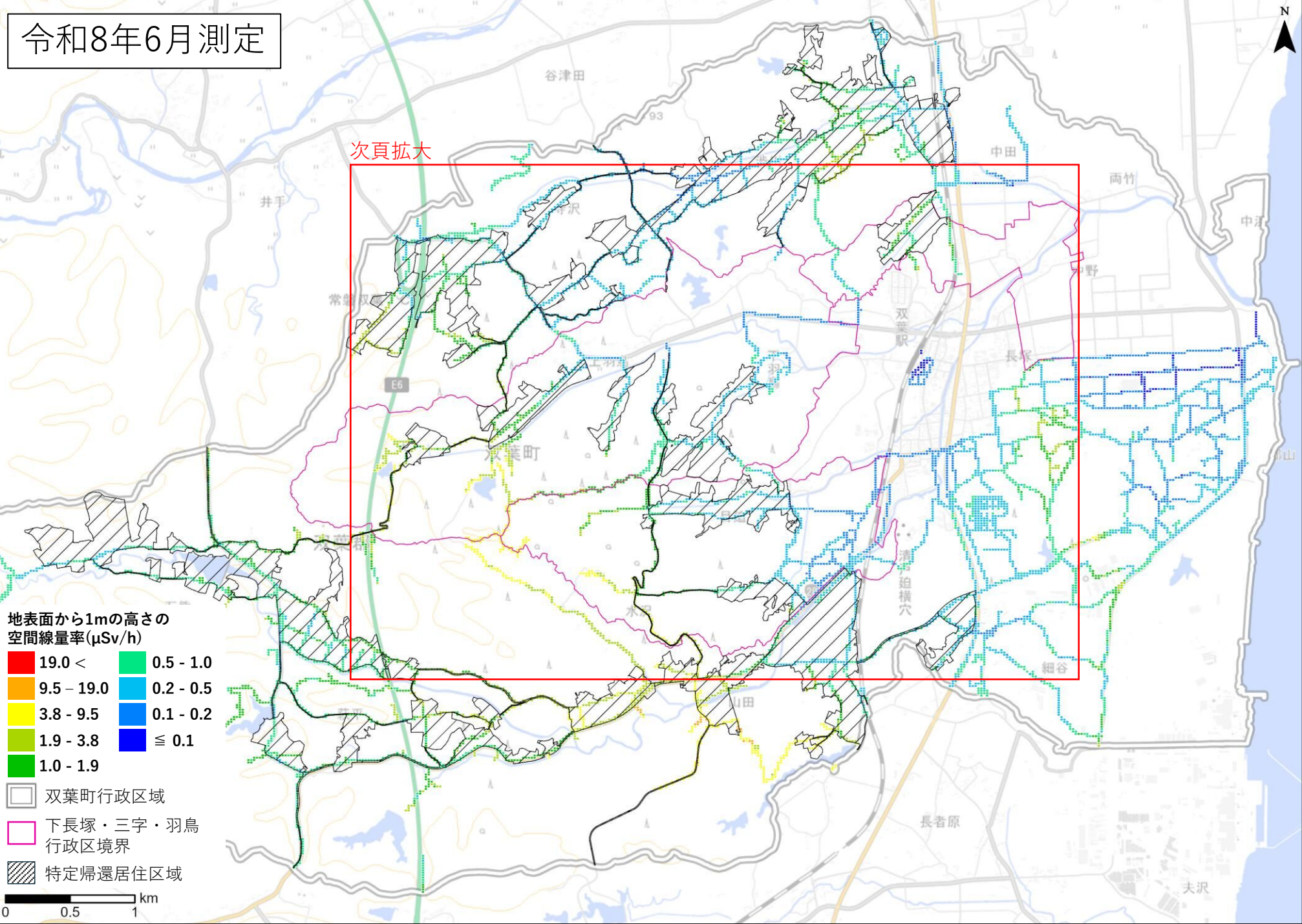
- ・ 双葉町役場

- 避難指示解除に向けた検証について

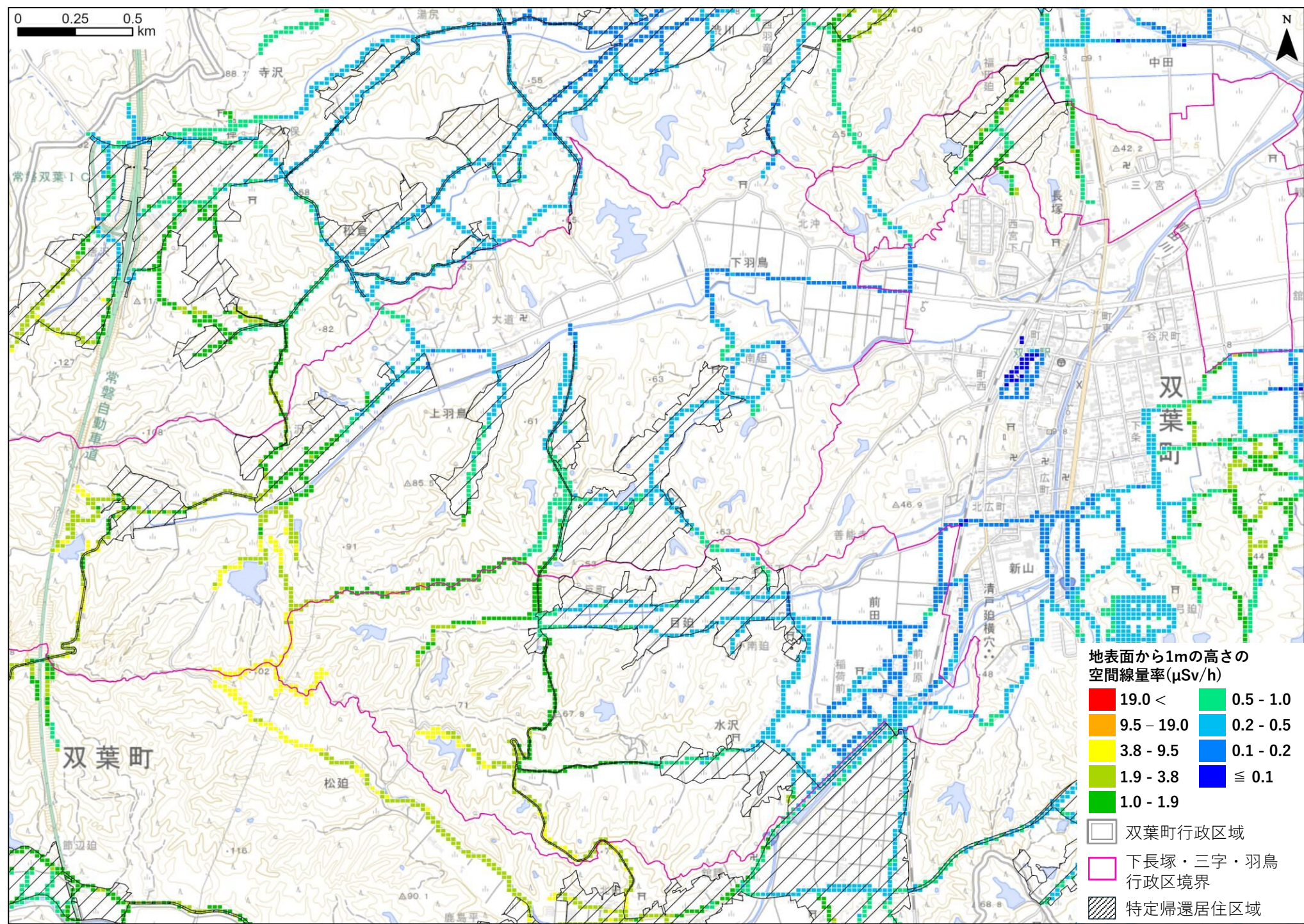
〈参考3〉 無人ヘリ測定結果(令和8年)



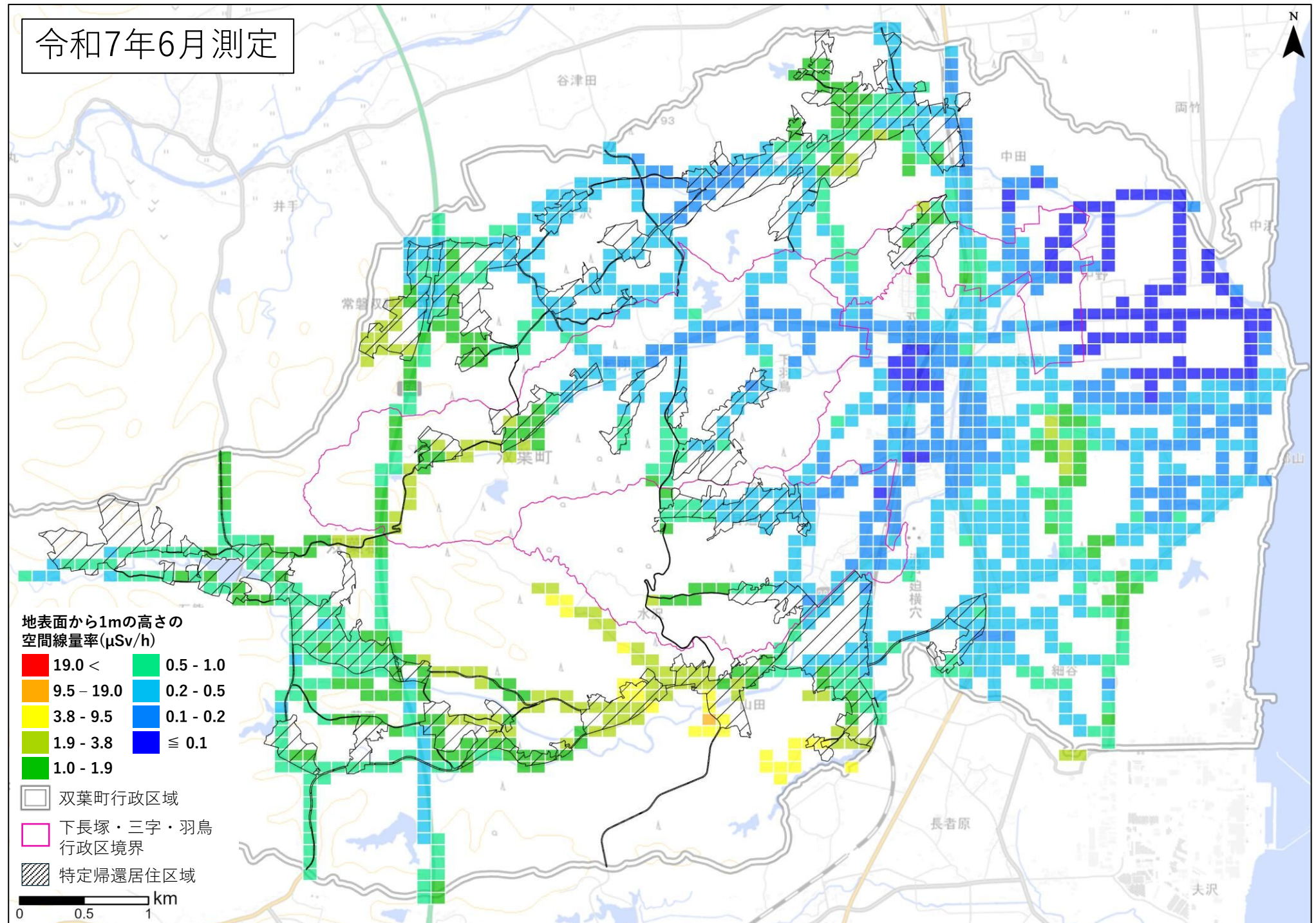
歩行サーベイ測定結果(令和 8 年)



歩行サーベイ測定結果(令和8年) 下長塚・三字・羽鳥行政区



走行サーベイ測定結果(令和7年)



〈参考 4〉 中間報告書

令和 7 年 5 月 3 0 日

双葉町長 伊澤 史朗 様

双葉町放射線量等検証委員会
委員長 田中 俊一

双葉町放射線量等検証委員会における検証結果について（中間報告）

双葉町放射線量等検証委員会は、令和 5 年 9 月に双葉町特定帰還居住区域復興再生計画が初めて認定されて以降、委員会を 3 度開催し、特定帰還居住区域の現地視察や事務局等の説明も踏まえ、特定帰還居住区域の放射線量の低減状況等について検証を行いました。

今般、双葉町が特定帰還居住区域の一部で立入規制の緩和を目指すにあたり、当該区域の放射線量等を検証した結果について、下記の通り報告します。

記

双葉町は、認定特定帰還居住区域及び特定帰還居住区域としての認定が見込まれる区域のうち、三字、下長塚、羽鳥行政区にあたる区域（以下、「対象区域」という。）において、立入規制を緩和し、一時立入手続きの簡素化等の実施を目指している。

本委員会は、対象区域における放射線量として、除草や除染等に従事した作業員の個人被ばく線量（実測値）や住民による除草や墓参のための一時立入を想定した個人被ばく線量（推計値）を検証した。その結果、対象区域では除染や自然減衰等により放射線量が十分に低減しており、立入規制を緩和して差し支えないと判断する。

ただし、住民の放射線被ばくに関する不安を払拭するため、引き続き実測による個人被ばく線量を把握・発信していくと共に、専門家によるリスクコミュニケーションなどの対策を充実させることが重要である。

なお、今般の検証に用いた個人被ばく線量の実測値及び推計値〈参考 1〉や、対象区域の直近の空間線量率〈参考 2〉、本委員会の検証経過〈参考 3〉は別紙のとおりである。

最後に、本委員会として、5 項目について別紙のとおり意見を述べ、中間報告とする。

別紙

＜立入規制の緩和に当たって＞

1. 個人被ばく線量に着目することが重要であるため、引き続き希望者への個人被ばく線量計の貸出を継続すること。また、実測された個人被ばく線量をもとに、町の「放射線なんでも相談室」等も活用し、放射能に関する知識や情報の共有、健康影響の不安に応えるリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行うこと。
2. 立入規制の緩和に当たっては、避難指示や立入規制の有無、制限される活動等が簡潔に理解できるよう、分かりやすい地図・看板等を作成・設置し、十分な周知を行うこと。

＜避難指示の解除に向けて＞

3. 特定帰還居住区域について、国に速やかな除染を要請するとともに、インフラ整備を着実に進めること。
4. 特定帰還居住区域へ帰還する住民の生きがい・なりわいの再生に向けた各種施策の創設や、農地の再生・活用等について、国とも連携して検討を進めること。
5. 町が実施する自家消費野菜等の放射能簡易検査等を活用し、内部被ばくについても積極的なリスクコミュニケーションを行うこと。

以上